

令和6年小田原市議会9月定例会議案

(議案第63号～議案第71号)

令和6年9月2日提出

目 次

○条例議案

議案第 6 3 号	小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第 6 4 号	小田原市市税条例の一部を改正する条例	2
議案第 6 5 号	地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄付金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	3
議案第 6 6 号	小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例	4
議案第 6 7 号	小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例	5

○事件議案

議案第 6 8 号	工事請負契約の締結について（橘地域認定こども園整備事業（第Ⅱ期））	7
議案第 6 9 号	工事請負契約の変更について（旧小田原市民会館解体撤去工事）	8
議案第 7 0 号	工事請負契約の変更について（小田原市学校給食センター整備事業（第Ⅱ期））	9
議案第 7 1 号	財産の取得について（学校給食センター 食器・調理器具）	10

案 議 例 條

議案第 6 3 号

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

小田原市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年小田原市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項中「生活保護関係情報」という。）」の次に「、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。））」を加え、同表の 2 の項中「生活保護関係情報」の次に「、国民健康保険給付関係情報」を加え、同表の 3 の項中「) 又は」を「) 、」に改め、「障害者手帳関係情報」という。）」の次に「又は国民健康保険給付関係情報」を加え、同表の 4 の項中「国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報」を「国民健康保険給付関係情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

各種医療費の助成に係る事務処理において利用することができる市長が保有する特定個人情報の種類を追加するため提案するものであります。

議案第 6 4 号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和 5 0 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号に規定する条例で定める割合 1 4 分の 1 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

地方税法が一部改正され、一定の要件を満たす特定バイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例割合を条例で定めることとされたことに伴い、当該割合を定めるため提案するものであります。

議案第 6 5 号

地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成 2 5 年小田原市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中「令和元年 1 0 月 1 日」を「令和 6 年 1 0 月 1 日」に、「令和 6 年 9 月 3 0 日」を「令和 1 1 年 9 月 3 0 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる法人として定める特定非営利活動法人小田原なぎさ会について、寄附金税額控除の対象期間を更新するため提案するものであります。

議案第 66 号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例（昭和 34 年小田原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 25 条第 2 項第 1 号中「、住所並びに被保険者証の記号及び番号」を「及び住所」に改める。

第 29 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 6 年 9 月 2 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

国民健康保険法の一部改正に伴う所要の整備を行うため提案するものであります。

議案第 67 号

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 特別入院室料（加算額）の項中「別表第 1 第 8 号」を「別表第 2 第 8 号」に改め、同表に次のように加える。

長期収載品選定療養費	1 回	療養告示第 2 条第 15 号に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある同号に規定する新医薬品等（以下「長期収載品」という。）の薬価から当該長期収載品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に 4 分の 1 を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に 10 円を乗じて得た額に、消費税率等に 1 を加えた率を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	療養告示第 2 条第 15 号に規定する処方等又は調剤に該当する場合とする。
------------	-----	---	--

別表第 2 育児相談料の項中「別表第 1 第 8 号」を「別表第 2 第 8 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定（特別入院室料（加算額）の項に係る部分に限る。）及び別表第 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

小田原市長 加藤 憲一

（理由）

患者の希望による長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養費を定めるため提案する
るものであります。

事 件 議 案

議案第68号

工事請負契約の締結について

令和6年8月21日に随意契約に付した橘地域認定こども園整備事業（第Ⅱ期）について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年小田原市条例第5号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約金額 962,159,000円
- 2 契約の相手方 神奈川県小田原市久野2267番地
環境デザイン・瀬戸建設・加藤建設・釘持技建共同事業体
代表者 瀬戸建設株式会社
代表取締役 瀬戸良幸
- 3 工期 契約に定める日から令和8年2月27日まで

令和6年9月2日提出

小田原市長 加藤 憲 一

議案第69号

工事請負契約の変更について

令和4年12月14日に議決を経て締結した工事請負契約（旧小田原市民会館解体撤去工事）の内容の一部を次のように変更したいので、議会の議決を求める。

「契約金額 873,112,900円」を

「契約金額 871,017,400円」とする。

「工期 契約に定める日から令和6年10月31日まで」を

「工期 契約に定める日から令和6年11月29日まで」とする。

令和6年9月2日提出

小田原市長 加藤 憲一

議案第70号

工事請負契約の変更について

令和5年6月21日に議決を経て締結した工事請負契約（小田原市学校給食センター整備事業（第Ⅱ期））の内容の一部を次のように変更したいので、議会の議決を求める。

「契約金額 2,446,471,200円」を

「契約金額 2,513,263,200円」とする。

令和6年9月2日提出

小田原市長 加藤 憲 一

議案第71号

財産の取得について

令和6年8月2日に指名競争入札に付した学校給食センター 食器・調理器具の取得について、次のとおり物件供給契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年小田原市条例第5号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約金額 62,920,000円
- 2 契約の相手方 神奈川県小田原市鬼柳138番地の18
株式会社マルユ
代表取締役 湯山秀和
- 3 納入期限 令和7年1月31日

令和6年9月2日提出

小田原市長 加藤 憲一